

# 利用料のご案内

令和3年3月吉日

この度、国の制度改訂により令和3年4月1日から、介護報酬単位が変更となり下記の利用料となりますので、ご案内いたします。

(1) 各サービスステーションでは以下の届出をしています。

- \* 特定事業所加算Ⅱ
- \* 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- \* 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和元年10月1日より算定）

\* 尼崎市介護予防・日常生活総合事業訪問介護の利用料金（月額）の概要

・表1 (要支援の認定を受けられている方：訪問型独自サービス標準型)

サービスの区分	I(概ね週1回利用)	II(概ね週2回利用)	III(週3回以上利用)
利用料金	13,589円	27,145円	43,056円
介護保険の給付	12,230円	24,430円	38,750円
利用者負担額 (1割負担)	1,359円	2,715円	4,306円

・表2 (要支援の認定を受けられている方：訪問型独自サービス専門型)

サービスの区分	I(概ね週1回利用)	II(概ね週2回利用)	III(週3回以上利用)
利用料金	15,097円	30,163円	47,861円
介護保険の給付	13,587円	27,146円	43,074円
利用者負担額 (1割負担)	1,510円	3,017円	4,787円

☆ 上記は1割の表です。2割、3割の方は上記金額の2倍または3倍となります。

☆ 月額利用料金で、特別に定めている他は、中途利用であっても該当する料金です。

\* 上記の料金表はいずれも端数等の処理などにより利用料総額の計算と異なる場合がございます。

(2) その他

\* 新規利用又は、2ヶ月程度経過後の利用の際、サービス提供責任者が訪問し介護サービスを提供した場合に1回だけ利用者負担として、標準型 206円（利用料金 2,054円）  
専門型 257円（利用料金 2,568円）が加算されます。

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）利用ごとに13.7%の料金が上乗せされています。

(4) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）利用ごとに6.3%の料金が上乗せされています。

(5) 4月～9月まで上記金額に、新型コロナウイルス感染症対策として0.1%上乗せされます。